

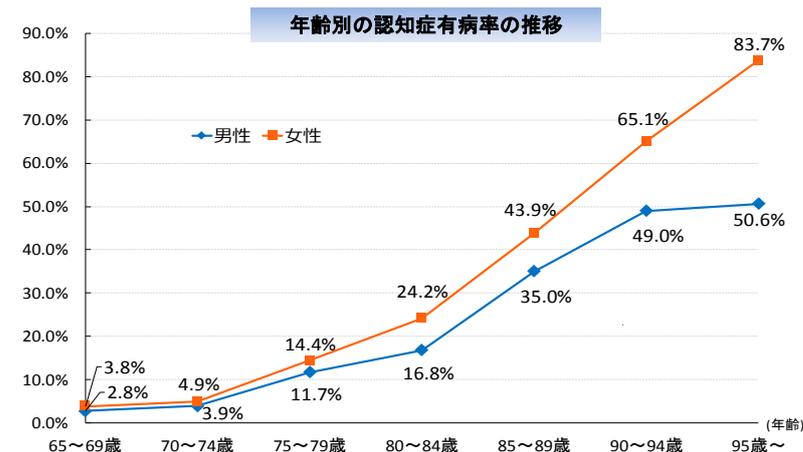
ウ. 認知症の人の増加

近年、認知症の人の増加が顕著となっている。2012年の65歳以上の認知症の人は約462万人、65歳以上の約7人に1人とされ、また、正常なものの忘れよりも記憶などの能力が低下している状態と言われるいわゆる軽度



(出典)「第1回高齢社会における金融サービスを考えるシンポジウム」における、厚生労働省 説明資料より抜粋

認知症の人の数は約400万人と推計されている。これらをあわせると65歳以上の4人に1人が、認知・判断能力に何らかの問題を有していることになる。80歳から84歳では認知症の有病率は、男性は約6人に1人、女性は約4人に1人、85歳～89歳ではこの割合は倍ほどに増加し、以降の年齢でも認知症の有病率が増加している。さらに、今後の高齢化と相まって、2025年には認知症の人は約700万人前後まで増加すると推計され、これは65歳以上の約5人に1人が該当することになる。



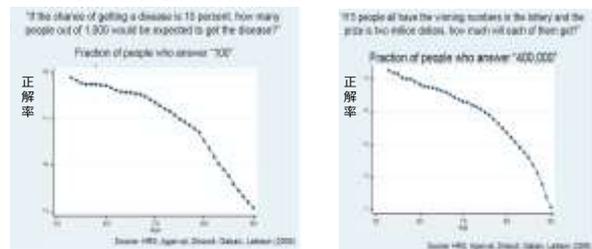
(出典) 都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応 平成23年度総括・分担研究報告書 厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業(朝田隆保)より、金融庁作成

加齢とともに認知・判断能力が低下し、心身の機能が衰えていくことには個人差はあるものの誰にでも起こる現象である。これに起因する金融サービスにおける制限は多岐に渡るが、その一つに資産の管理が自由に

加齢の影響：簡単な計算問題への回答率が低下する

左：「病気になる確率は10%です。1,000人のなかで病気になる人は何人でしょう」

右：「賞金合計200万ドルで当選者が5人いたら一人いくらですか」



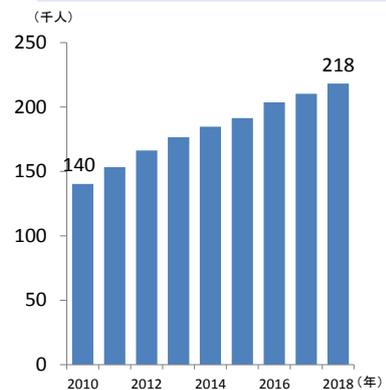
Sumit, A., John, C. D., Xavier, G., & David, L. (2009). The Age of Reason: Financial Decisions over the Life Cycle and Implications for Regulation. *Brookings Papers on Economic Activity*, 2009(2), 51-117.

(出典) 第15回市場ワーキング・グループ 駒村委員提出資料

行えない点が挙げられる。資金の自由な引き出しはもちろん、これまで資産運用を行ってきた場合でも、認知・判断能力に問題があり、本人意思が確認できないと判断された場合には一定の制限がかかりうる。

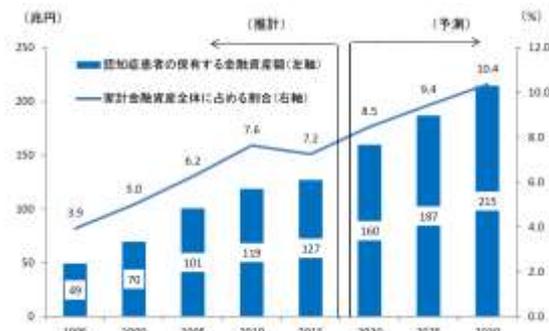
認知・判断能力に支障がある者や障害者の生活や財産を守ることを目的とした制度の一つとして、成年後見制度がある。成年後見制度の利用は、同時期に制度がスタートした介護保険制度に比べると、現状低調であるものの、国が策定した成年後見制度の利用を促進する計画に基づく環境整備が進んでおり、認知症の人も含めて、今後、成年後見制度を利用する者が増加することが予想される。後述する個人の金融資産の大半を高齢者が保有する状況に鑑みれば、同制度の利用増加に伴い、同制度の枠組みに入る金融資産が大きく増加していくことが想定される中、これらをどう管理していくかは重要な課題の一つと言える。

成年後見制度利用状況



出典: 最高裁判所「成年後見関係事件の概況」より金融庁作成

認知症患者の保有する金融資産額(推計と将来試算)



(注) マクロの家計金融資産額(実績は日本銀行「資金循環統計」、予測は第一生命経済研究所作成。2017年度1,829兆円から2030年度には1,670兆円へ緩やかに増加すると予測)と総務省「全国消費実態調査」における世帯主年齢層別の金融資産データを基に、世帯主年齢層別の保有家計金融資産額を推計した。その世帯主年齢層別の金融資産別高アータと厚生労働省研究における年齢別有病率を用い、過去・将来の認知症患者の保有する家計金融資産額を試算した。各年齢層別の有病率は将来に亘って一定と想定している。(出典) 厚生労働省研究開発データベース「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(2019年3月)、総務省「国勢調査」、「全国消費実態調査」、日本銀行「資金循環統計」、国立社会保障・人口問題研究所「将来世帯数推計」ともに第一生命経済研究所が試算。

出典: 第一生命経済研究所「認知症患者の金融資産200兆円の未来～2030年度には個人金融資産の1割に達すると試算～」より抜粋

【米国におけるプルードント・インベスタールール】

資産形成においては、ポートフォリオ全体のリスク・リターン管理の観点からの分散投資が有効である。米国ではこうした考え方にに基づきプルードント・インベスタールールを定め、同ルールにおけるフィデューシャリー（受託者）に原則として分散投資を求めている。そして、成年後見制度における後見人もフィデューシャリーであるとして、資産管理に分散投資が義務付けられている。

2. 目指すべき方向性

<参考>フィデューシャリー・デューティーの考え方

- 他者の資産に対し裁量権を有する後見人は、フィデューシャリーとなる。米国では、1994年に制定されたUniform Prudent Investor Act (UPIA)において、被後見人の信託資産は、ポートフォリオとして保全しなければならない、とされている。

プルードント・インベスター法（Uniform Prudent Investor Act）の主な内容

2条：ベスト・プラクティス、ポートフォリオ戦略、リスク・リターンの目標

- ・ 信託の受託者は、目的や条件、分配要件及び信託のその他の状況に鑑みて、プルードント・インベスターとして運用しなければならない（2条(a)）。
- ・ 信託の受託者による個々の資産に関する投資および運用判断は、単独にするのではなく、信託のポートフォリオ全体、リスク・リターンが信託に合理的に合致するような全体の投資戦略の一部として、評価しなければならない（2条(b)）。
- ・ 信託の受託者は、同法の基準と矛盾のない、いかなる種類の資産、或いはいかなるタイプの投資も行うことが出来る（2条(e)）。
- ・ 専門知識を有する信託の受託者は、持っている専門的な知識や技術を活用する義務を負っている（2条(f)）。

3条：分散投資

- ・ 信託の受託者は、信託の目的が分散投資をしないほうがベターだと合理的に判断する特別な状況を除いて、分散投資をしなければならない。

5条：ロイヤルティ

- ・ 信託の受託者は、受益者の利益だけのために、信託資産の投資・運用を行わなければならない。

6条：公平無私

- ・ 受益者が二人以上いる場合、信託の受託者は、受益者の利益の相違を考慮しながら、信託財産の投資・運用を公平無私に行わなければならない。

7条：投資コスト

- ・ 信託資産の投資・運用を行うに当たり、信託の受託者は、投資に必要なコストは、資産や信託の目的、信託の受託者のスキルとの兼ね合いで見ても適切かつ合理的な水準におさえなければならない。

9条：投資・運用機能の委託

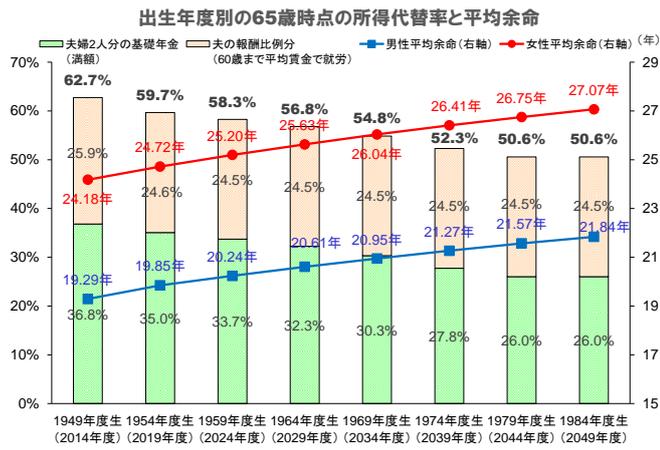
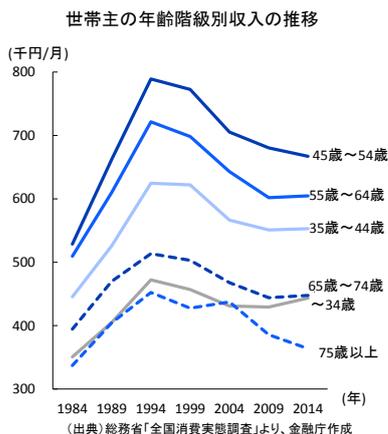
- ・ 信託の受託者は、投資・運用機能を外部委託することが可能である。

(出典) 第15回市場ワーキング・グループ 野村委員提出資料

(2) 収入・支出の状況

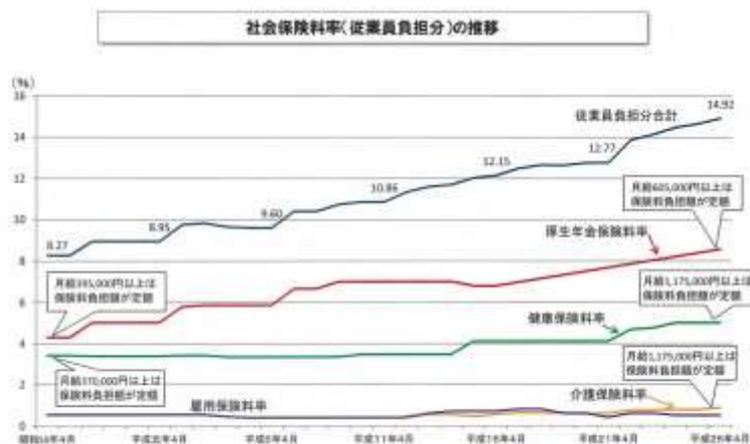
ア. 平均的収入・支出

わが国では、バブル崩壊以降、「失われた20年」とも呼ばれる景気停滞の中、賃金も長く伸び悩んできた。年齢層別に見ても、時系列で見ても、高齢の世帯を含む各世代の収入は全体的に低下傾向となっている。公的年金の水準については、今後調整されていくことが見込まれているとともに、税・保険料の負担も年々増加しており、少子高齢化を踏まえると、今後もこの傾向は一層強まることが見込まれる。



※ 所得代替率は平成26年財政検証ケースEであり、平均余命は平成26年簡易生命表、2019年度以降は「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の将来生命表(中位仮定)の65歳平均余命による。

(出典) 第21回市場ワーキング・グループ 厚生労働省提出資料

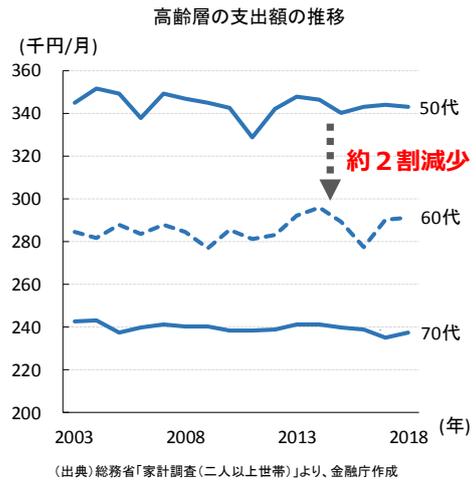
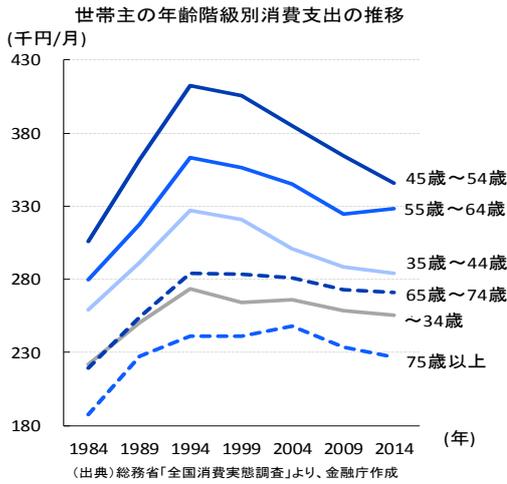


(出典)内閣府政府税制調査会資料より抜粋

(注) 厚生年金保険料率は、平成29年9月以降、18.3%で固定(従業員負担は9.15%)

支出もほぼ収入と連動しており、過去と比較して大きく伸びていない。年齢層別に見ると、30代半ばから50代にかけて、過去と比較して低下が顕著であり、65歳以上においては、過去と比較してほぼ横ばいの傾向が見られる。

60代以上の支出を詳しく見てみると、現役期と比べて、2~3割程度減少しており、これは時系列で見ても同様である。



しかし、収入も年金給付に移行するなど減少しているため、高齢夫婦無職世帯の平均的な姿で見ると、毎月の赤字額は約5万円となっている。この毎月の赤字額は自身が保有する金融資産より補填することとなる。

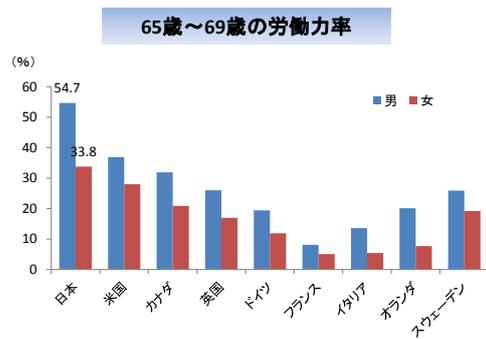
【高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯)】



(出典) 第21回市場ワーキング・グループ 厚生労働省資料

イ. 就労状況

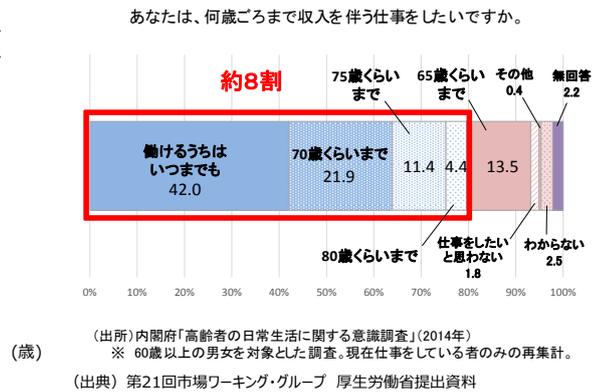
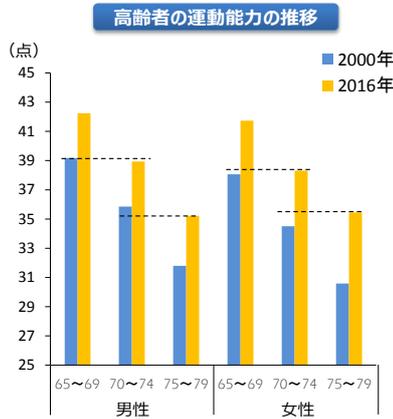
わが国の高齢者は総じて元気である。これは、他国に比して、また過去と比較しても当てはまる。2016年においては、65歳から69歳の男性の55%、女性の34%が働いてお



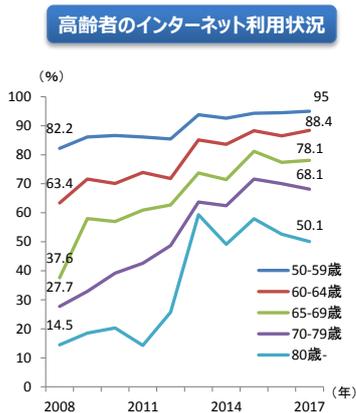
(出典)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2018」より金融庁作成

り、これらの比率は世界でも格段に高い水準となっている。

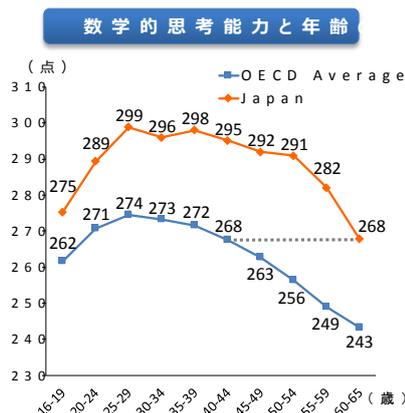
体力レベルを見ても、現在の高齢者は過去のわが国の高齢者と比較して高い水準にある。また、アンケート結果では、60歳以上で仕事をしている者の半数以上が70歳以降も働きたいと回答している。



思考レベルも高い。現在、60歳から69歳でインターネットを使っている人は全体の4分の3にのぼるほか、OECDの調査によれば、60歳から65歳の日本人の数的思考力や読解力のテストのスコアはOECD諸国の45歳から49歳の平均値と同じ水準となっている。

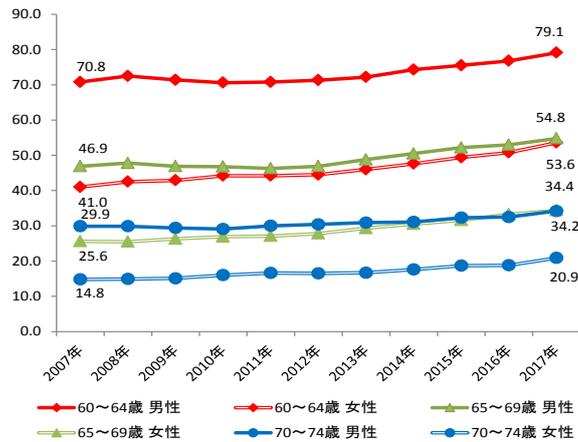


出典: 総務省「平成29年通信利用動向調査報告書(世帯編)」より金融庁作成



(出典) IEA Program for the International Adult Competencies (PIAAC)より金融庁作成

高齢者の性・年齢階級別就業率

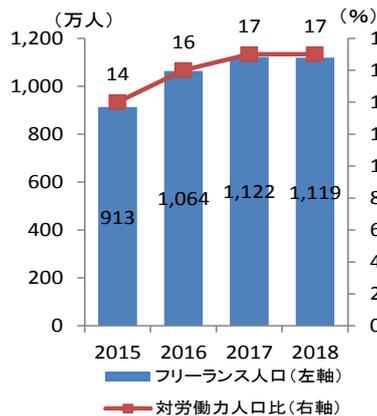


(出所) 総務省統計局「労働力調査」(基本集計)
 (注) 1. 「就業率」とは、15歳以上人口に占める就業者の割合をいう。
 2. 2011年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。
 (出典) 第21回市場ワーキング・グループ 厚生労働省提出資料

こうした現状を踏まえれば、高齢者の就労継続は今後も続くのではないかと考えられる。

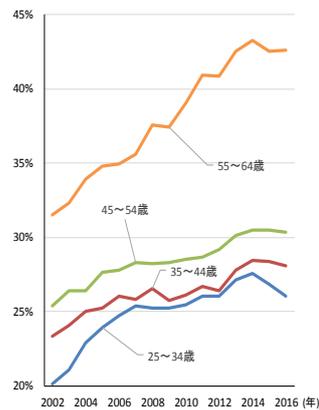
他方、若年層を中心に働き方は多様化している。最近では、転職はもちろんのこと、副業という形態で、個人が複数の仕事を持つという形式は増えつつあるし、企業や組織に属さず働く、いわゆるフリーランスという働き方も増加してきている。

フリーランス人口の推移



出典: ランサーズ株式会社「フリーランス実態調査」より金融庁作成

年齢階級別非正規雇用比率の推移



(出典) 総務省「労働力調査詳細集計」

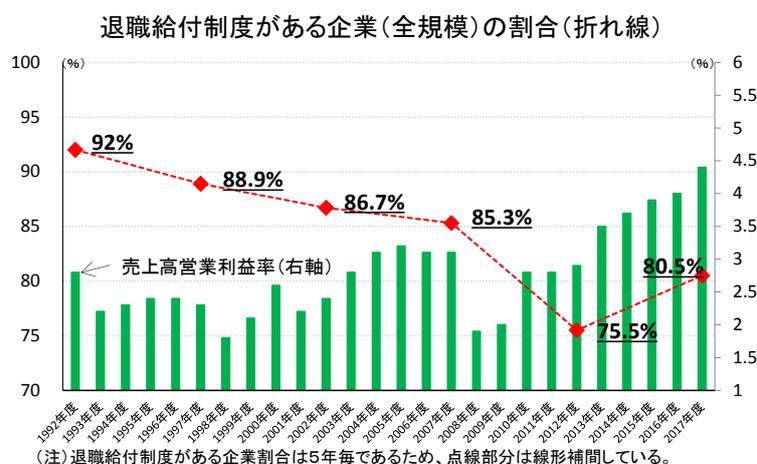
このように多様なスキルを身につけ、そのスキルを生かしながら、一つの企業に留まらず働くということは、長く働き続けることができる可能性を高めうる。その一方、退職金が一定の勤続年数に応じて発生する又は勤

続年数に比例して増加する形式の場合、転職が多い者や自営業も含め企業や組織に留まらない働き方の者は退職金が受け取れないか、退職金があっても低い水準になる可能性がある。すなわち、一つの企業に留まらない働き方は、多くの者にとって老後の収入の柱である退職金給付という点で不利な面もある。

ウ. 退職金給付の状況

わが国に根付いてきた賃金制度として、退職給付制度がある。かつては退職金と年金給付の二つをベースに老後生活を営むことが一般的であったと考えられるが、公的年金とともに老後生活を支えてきた退職金給付額は近年減少してきている。

この退職金の推移について詳しく見ていくと、退職金給付制度がある企業の全体の割合は徐々に低下をしており、2018年で約80%となっている。この割合は企業規模が小さくなるにつれて小さくなる。



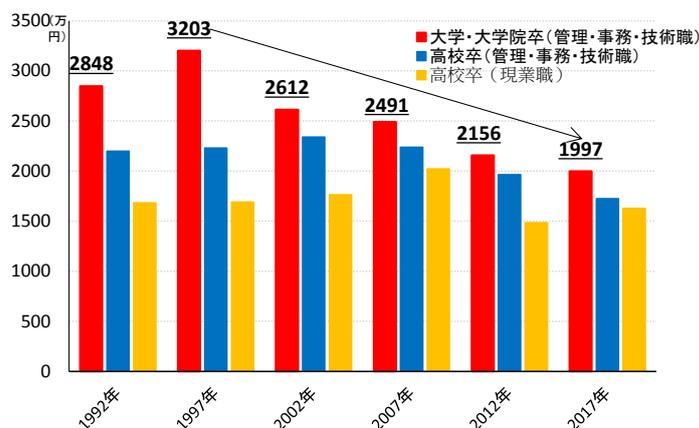
規模別に見た退職金制度がある企業の割合(2017年度)

労働者数	全規模	1000人以上	300~999人	100~299人	30~99人
同割合	80.5%	92.3%	91.8%	84.9%	77.6%

(備考)厚生労働省「就業構造基本調査」、財務省「法人企業統計」より作成

また、定年退職者の退職給付額を見ると、平均で1,700万円~2,000万円程度となっており、ピーク時から約3~4割程度減少している。

平均退職給付額(全規模)の推移



(注1) 上記は、どの学歴形態別でも勤続35年以上の者を対象としている。
 (注2) 2002年以前は、調査対象は「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」であるが、
 2007年以降は「常用労働者が30人以上の民間企業」に範囲が拡大されていることに留意。

(出典) 厚生労働省「就業構造基本調査」より、金融庁作成

今後見込まれる雇用の流動化の広がりを踏まえると、退職金制度の採用企業数や退職給付額の減少傾向が続く可能性がある。退職金制度の有無、その給付金額は退職後の生活に大きな影響を及ぼしうるため、自身の退職金の見込みや動向については、早い段階からよく確認しておく必要がある。

退職金を受け取った後に関するアンケート調査によれば、4人に1人が投資に振り向けており、また、投資に振り向けた人の半数弱は退職金の1～3割を投資に回している。

他方で、退職金の給付額を把握した時期について、約3割が「退職金を受け取るまで知らなかった」、約2割が「定年退職半年以内」と回答している。

